

京都市告示第608号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年12月24日

京都市長 松井孝治

道路の種類            市道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
小川緯5号線	上京区弁財天町326番地の2地先から 同町322番地地先まで	旧	メートル 16.00	メートル 3.00 ~ 3.10
		新	16.00	3.08 ~ 3.55
山科大塚経 34号線	山科区大塚南溝町6番地の6地先から 同町6番地の59地先まで	旧	25.80	4.01 ~ 7.20
		新	25.80	4.00 ~ 8.00
山ノ内34の 1号線	右京区山ノ内五反田町17番地の11地先 から 同町17番地の4地先まで	旧	55.30	2.05 ~ 3.40
		新	55.30	0.91 ~ 10.90

(建設局土木管理部道路明示課)